

「これからの医療経営の在り方に関する検討会」 最終報告について（概要）

＜ポイント＞

- 今後の医療提供体制の有力な担い手としての医療法人について、
- 非営利性・公益性の徹底により国民に信頼されるようにし、
- 効率的・透明な医療経営を実現、医療の安定的提供と、改革を担う活力を高める。

- ◎病院経営への株式会社参入論：論証・確認に至らず。
（参考）平成15年2月27日「構造改革特別区域推進本部」決定について、政府において検討。
- ◎参入論で議論されている論点は、医療法人制度に積極的に取り入れ、改革。

医療法人制度の改革の方向

1 「非営利性・公益性」の徹底

[※省令、告示、通知で実現可]

- 将来のあるべき姿として、社団医療法人の持分を解消し、公益性の高い「特別・特定医療法人」へ移行することを念頭に、
 - ① 「特別・特定医療法人」の要件緩和による移行促進、弾力経営の実現に向けた収益業務の思い切った拡大[省令、告示等]
 - ② ①の円滑な移行のため、「出資額限度法人」について検討
 - ③ 配当禁止の実質化のため、様々な手段を通じた「事実上の配当」を厳しく抑制

2 変革期における医療の担い手としての活力の推進

[※通知等で、実現可]

(1) 効率性の向上

- 顧客ニーズの把握、経営マインドの発揮に向けた経営管理機能強化、その際、IT技術の活用（電子カルテ等）
- 外部委託の活用、共同化の推進[選択と集中による効率化等]
- 医療法人の附帯業務の弾力化[本業である医療施設の経営と両立]

(2) 透明性の確保

- 病院単位・法人単位で、経営成績と財務の状況を自らの確に把握。その共通の尺度として、企業会計原則の動向を踏まえ、「病院会計準則」の改正、「医療法人会計基準」の策定。
- 経理情報の公開状況点検、インターネットを活用し提供する医療についての情報の公開推進。

(3) 安定した経営の実現

- 資金調達手段の多様化に向け、
 - ・ 間接金融型調達手段の充実（プロジェクトファイナンスについて研究、経営内容評価の指標、方策の研究）
 - ・ 直接金融の一手法としての医療機関債の発行環境の整備（周知とガイドラインの策定等）
- 国庫補助、政策融資、経営指導、経営改善に係る好事例提供等